

令和6年7月1日以降に入札公告する
工事系委託の一部について
最低制限価格率を見直します

神奈川県が発注する工事系委託については、品質確保等の観点から、最低制限価格を設定しています。

今回、県内中小企業の一層の経営の安定化を図り、担い手の育成・確保につなげるため、最低制限価格率を見直します。

見直し内容(概要)

- 工事系委託について、**建築設計（設備設計、建築設計）**及び**補償関係（損失補償調査）**の
最低制限価格率を80%から81%に引き上げる
※（ ）内は営業種目

《《《 注 意 》》》

▼ 最低制限価格制度の詳細については、
県のホームページの下記 URL で確認してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html>

